

同一の補助系統として取り扱うことが必要な運行系統の認定について  
(地域間幹線系統確保維持計画 9. 関連)

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2. (1) ④において、「主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が以下の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取扱う」と規定されている。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取扱い

1) 主系統のキロ程が 10km 未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が 1km 以内の運行系統

2) 主系統のキロ程が 10km 以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の 10%以内かつ 10km 以内の運行系統

イ. 協議会が特に認める場合の取扱い

地域の実情にかんがみ同一の補助系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統について

1) 主系統のキロ程が 10km 未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が 2km 以内の運行系統

2) 主系統のキロ程が 10km 以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の 20%以内かつ 20km 以内の運行系統

近鉄バスの北野田線について、北野田駅前から平尾を經由してさつき野東へ向かう系統と、北野田駅前から美原区役所前を經由してさつき野東へ向かう系統、富田林駅前から平尾を經由して北野田駅前へ向かう系統と、富田林駅前から平尾西を經由して北野田駅前へ向かう系統は、同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準に該当する。そのため以下の系統については、同一の補助系統として取り扱うことが必要な運行系統の認定をされたい。

■近鉄バス

- 北野田線（さつき野系統） <主 系 統>北野田駅前～平尾～さつき野東  
<同一とする系統>北野田駅前～美原区役所前～さつき野東
- 北野田線（富田林系統） <主 系 統>富田林駅前～平尾～北野田駅前  
<同一とする系統>富田林駅前～平尾西～北野田駅前